

第4号様式（第8条関係）

議 事 録

会議名	第2回寒川町地域自立支援協議会
開催日時	平成28年10月28日（金）13:00～15:00
開催場所	寒川町町民センター 講義室
出席者名、欠席者名及び傍聴者数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員：南委員、小川原委員、大西委員、古谷委員、牧野委員、安田委員、森委員、鈴木委員、佐藤委員、梅澤委員、中野委員、長谷川委員、長田委員</li> <li>・ オブザーバー：湘南東部障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター田中氏、尾上氏</li> <li>・ 事務局：【町】古谷福祉部長、内田福祉課長、吉田主査、執行主任主事、木内主任主事、塩原精神保健福祉士 【生活相談室すまいる】宮内氏、佐藤氏、二藤部氏、木下氏</li> <li>・ 欠席：内山委員、山根委員</li> <li>・ 傍聴者1名</li> </ul>
議 題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 開会</li> <li>2. 会長あいさつ</li> <li>3. 議題               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 相談に係るアンケートについて【資料1】</li> <li>(2) 寒川町障がい者を理由とする差別の解消の推進に関わる取り組みについて【資料2・3】</li> <li>(3) 平成29年度開設予定新規障がい者相談支援事業所について【資料4】</li> <li>(4) 「生活相談室すまいる」からの報告について【資料5】</li> <li>(5) その他【資料6】</li> </ol> </li> <li>4. 閉会</li> </ol>
決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談に係るアンケート結果を受け、次回の協議会でメンバーを選出して、ワーキンググループを立ち上げ、分析を行うこととなった。</li> <li>・ 寒川町障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領に対する意見聴取及び障がい者差別解消支援地域協議会の設置方法について決定した。</li> <li>・ 平成29年度開設予定新規障がい者相談支援事業所の選定委員として自立支援協議会から3名の委員が選出された。</li> </ul>

### 1. 開会

事務局：定刻となりましたので、平成 28 年度第 2 回寒川町地域自立支援協議会を開催させていただきます。本日は、急な雨の中、また、お足元の悪い中、お集まりいただきありがとうございます。

7 月 26 日に障がい福祉に関する大きな事件が津久井やまゆり園で発生し、既に 3 ヶ月が経っていますが当事者や関係者の皆さまにおかれましてはいまだに大きな重荷を背負って過ごしているところでございます。本日、議題のその他の部分で、国や県の動きをお話しできればと思っております。活発なご議論、様々なご意見をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

### 2. 会長あいさつ

会 長：みなさん、こんにちは。本日は大変お忙しい中、平成 28 年度第 2 回寒川町地域自立支援協議会にご出席いただきましてありがとうございます。前回は私事の事情で欠席をしてしまい申し訳ありませんでした。今回は議題が 5 つありますので、貴重なご意見をいただければと思います。よろしくお願いたします。

協議会の成立→了承

傍聴希望者 1 名→了承

議事録承認委員は長田委員、鈴木委員→了承

### 3. 議題

#### (1) 相談に係るアンケートについて【資料1】

事務局：当協議会では、障がいがある当事者もご参加いただいているため、発言をする前に、挙手をしていただき所属と氏名を名乗ってから発言をお願いいたします。それでは、議題 1 の相談に係るアンケートについてご説明いたします。

前回協議会で承認いただいた相談支援アンケートについて、平成 28 年 8 月～9 月の期間で実施し、町内の自治会、民生委員児童委員、病院相談室、小中学校、幼稚園、保育園、保健師、子育て支援員に依頼し実施しましたので、その集計結果をご報告させていただきます。

アンケートの回収状況は、167 枚配布させていただき、回答をいただいたのが 135 枚、未提出が 32 枚となっていて、約 81%の回収率となりました。

I.在任期間についてですが、アンケートを依頼した皆さんがそれぞれ所属される団体等での在任期間となります。在任期間が短い順に、1 年未

満 10 人、1 年以上 38 人、3 年以上 16 人、5 年以上 39 人、10 年以上 18 人、無回答 14 人、回答計 135 人という結果になりました。1 年以上の方が 28.1%、5 年以上の方が 28.9%と高い割合になっています。

Ⅱ.相談件数についてですが、直近 1 年間の件数（在任期間が 1 年未満の方は在任期間中の件数）の集計となっています。大きく、本人、家族、友人、近所、その他の項目でアンケートをとった結果、友人、近所、その他の相談は少ない結果となりましたが、本人、家族からの相談はとても多い結果となりました。本人からの相談については、全体で、2,752 件の相談があり、そのうち特に多かった相談が健康に関する相談で、1,164 件、全体の 42.3%を占める結果となりました。その他にも生活に関する相談が 500 件、介護に関する相談が 371 件、子どもに関する相談が 315 件と高い割合を占めています。家族からの相談については、アンケート先に学校、幼稚園等子どもに関係する機関が多かったことの影響もあり、子どもに関する相談が全体の 6,037 件中 5,067 件とダントツに多い結果となりました。

Ⅲ.解決に困った相談についてですが、91 件の事例を記載いただきましたが、時間の関係上、説明は割愛させていただきますので後ほどご覧ください。

Ⅳ.役割の認知度についてですが、ほとんどの機関の認知度については「知っている」が過半数を超えていましたが、当事者団体、相談支援事業所については、知らない方のほうが多かったという結果となりました。

自由記載欄については、5 名の方からご意見をいただいているので、後ほどご覧ください。以上でアンケート結果についての報告を終わらせていただきます。今後、このアンケート結果をどのように活用していくか協議をお願いしたいと思います。

会 長：アンケートについて意見等あったらお願いします。

委 員：アンケートの集計大変お疲れ様でした。大変、丁寧に集計していただきありがとうございます。回収率 81%ということで、大変素晴らしいと思います。当事者団体が、思いのほか知られていないということにとってもショックを受け、もう少し会のアピールをしていかなければいけないと感じました。相談件数のところで、子どもの相談の中には、発達障がいに対する相談が多いと思う。今後、発達障がいに対する支援についても考えていただければと思います。

会 長：役割の認知度で、当事者団体の役割が知られていない可能性がある。今後、どのようなことを行っている団体か周知も必要と考える。

委 員：現場で色々な方が、色々な相談を受けてくださっていて、内容も具体的に多岐にわたっているが、これをどのように繋げていくか。窓口がわか

るところは窓口に繋ぎ見守りをしている。そのまま放置になっているもの、相談に応えきれていないところをどう解決するか。表面上にあがってくることで、解決に繋がられるのでは。どう表面上にあげるのかが、課題となってくるのではないか。

委員：子どもの相談件数は延べ件数なのか。

事務局：そうです。

事務局：今後、いつ頃までにどのようにアンケート結果を分析していくかというところも協議していただきたい。

会長：様々な障がいに限らずどのような相談体制をつくっていくかということをご皆さんで考えていかなければならない時期になってきている。今、障がいだけでなく、高齢者や子ども達の相談等、どんな方でも相談が受けられる仕組み作りというのが今後、問われてくるのではないかと個人的には考えている。アンケート分析に関わるご意見もいただきたい。

委員：相談で落ち着く場合、すぐに解決できる場所があると良い。町に総合的な窓口があればよい。

副会長：多岐にわたる相談と件数がある。9,000件以上の相談が135名のアンケート回答者からあがっていて、ざっくりと1人当たり80件の相談の担当をされていることがわかった。それを次にどう活用していくか委員間で意見交換し、アンケート作成時同様に人数を絞った形で打ち合わせを進めていったらどうか。来年度は計画策定もあり忙しいと思われるので、1月を目指し深めた分析、報告ができれば良いのでは。

会長：只今、人数を絞りもう少しつっこんだ分析をしたらどうかという意見がありましたがいかがでしょうか。

委員：同意見です。ワーキンググループを設置し人数を絞って分析していく必要があると思う。今後、全体の福祉の流れとしては「地域包括」という形で色々な窓口を一本化していくというような方向性が段々なされていくと考えられるので、寒川がどういう方向性で進んでいくのかということにいずれ繋がっていく大事なものと考えるので時間をかけてきちんと深めていく必要があると思う。寒川の資源場所、相談職の力量などもあるので、どういう方向性で考えていったら良いのか、まず、どこに焦点を当てて考えていったらよいのか絞るためには、ワーキンググループの設置が必要と考える。

会長：この点についていかがでしょうか。よろしければワーキンググループを設置して分析をしていくということで事務局で調整をお願いします。

事務局：次回、11月29日の協議会でメンバーを決めるということでよいか。

会長：そのようにお願いします。

(2) 寒川町障がいを理由とする差別の解消の推進に関わる取り組みについて【資料2、資料3】

事務局：寒川町障がいを理由とする差別の解消の推進に関わる取り組みについて、はじめに寒川町障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領素案について説明させていただきます。資料2をご覧ください。資料2はご意見用紙、対応要領、留意事項の3つに分かれているのでご注意ください。まず、ご意見用紙についてですが、本日、委員の皆様からご意見をいただきますが、委員の皆様が所属する団体等でも審議していただきご意見があれば、この用紙に記入して12月16日（金）までに町へご提出をお願いします。特に視覚・聴覚団体等におかれましては、直接、協議したいとの意向があれば、対応させていただきます。

それでは対応要領の説明に入らせていただきます。始めに5分から10分程度お時間をとらせていただきますので、対応要領と留意事項をお目通しください。

会 長：事務局より要点説明をお願いします。

事務局：参考に他自治体の対応要領を配布させていただきました。対応要領につきましても、目的、不当な差別的取り扱いの禁止、合理的配慮の提供、監督者の責務、懲戒処分等、相談体制の整備、研修及び啓発について記載しており、神奈川県や他市町村ともに策定する目的が統一されているためほぼ同じような内容となっております。

続きまして、留意事項の説明をさせていただきます。今回、委員の皆様から重点的にご意見をいただきたいのは、留意事項の第3の不当な差別的取扱いの具体例と、第6の合理的配慮の具体例になります。こちらは、各市町村の特色が出せる部分だと思いますので、是非、寒川町らしきが出せるようにご意見をいただきたいと思っております。

事務局：補足となりますが、本年度4月に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が施行されました。この法では障がいがある方もない方も個性と人格を尊重しあって等しく暮らす社会を目指すことを目的としています。要領の策定は、地方公共団体につきましては努力義務であるのですが、町職員が障がいがある方に対して適切に対応することができるように要領を定めることが望ましいと法で規定されており。町では努力義務ではあるものの積極的に要領を策定していきたいと考えております。策定に当たっては、当事者や関係者の方の意見を反映した上で策定することとなっておりますので、まさに当事者や関係者の皆さまに委員となってもらっております、当地域自立支援協議会に要領素案をお示しさせていただいた次第です。

今回、他自治体の要領を参考配布しておりますが、どの市町村であっても内容に大きな違いはございません。では、皆さんからどのような意見をいただければよいのかというところが留意事項の内容となっております。これは要領本文を補填するもので、具体的に差別というのはどういうことか、合理的配慮とは具体的にどういうものかということを知りやすく示したものとなっております。例えば、4ページ目の合理的配慮の具体例のところはこのような場合はこう対応しましょうという内容が示されています。皆様からご意見をいただきたいところはこの部分で、こういった部分に注意した方がよいのではないか、配慮した方がよいのではないかということを知りたくて、皆様の視点からご意見をいただき、要領を完成形にしていきたいと考えております。完成の時期につきましては、平成29年4月1日から運用できるようにしたいと考えております。

会 長：意見等ありましたらお願いします。

委 員：本日配布の他自治体要領は決定された事項なのか。

事務局：平成28年4月1日から本施行にあわせていち早く取り組んでいる様子。町は来年4月に向けて取り組みたい。同圏域の自治体でも先行して策定しているが、町と比べ組織が大きいために町の要領とは若干異なった作りとなっているが、基本的な部分の作りはほとんど一緒となっている。先ほども言いましたが、主に具体例のところでご意見をいただきたい。

委 員：素案を見ると長い文章。専門の方が見るとわかると思うが、もう少し簡素化された内容のものを作成してはどうか。

事務局：その点については内部でも議論があり、施行に合わせて概要版を示していきたいと考えている。

委 員：町に質問したい。虐待防止法、差別解消法の施行により、町職員に対しての障がい特性理解等の取り組みについてどのように行っているか。

事務局：今年1月の法施行前に消防職員も含んだ全職員を対象にして、外部講師を招き職員研修を実施した。外部講師として障がい当事者3名を招き、障がい特性としてどういったところに注意していくべきか、配慮すべきかと言った点も含め、法の内容も併せて研修を行った。

また、本年度の新採用職員に対しての研修にも差別解消法の内容を盛り込み、福祉課職員が講師を務めた。今後も継続して取り組んでいく。

委 員：知ることは大事。出会って初めてわかることもある。そういった視点で取り組まれることを期待したいと思います。合理的配慮という問題が、知的に障がいがある方、発達障がいがある方などにとっては中々難しいと感じる。まずはご自身が意思表示をしないといけないというところで、コミュニケーションなどを含めて難しいというところに障壁があると思う。

関係者の意見も大事だが、当事者から色々な具体例を聴取した上で、ある程度、障がい種別で整理された形で示されたほうがわかりやすくなるのではないかと思う。特に第4の3のところでは意思表明の困難な障がい者、意思表明がない場合であってもというところが重要な点だと思う。職員の周知、留意点を明確にしていくことにおいて、意思表明がなくても留意しやすくなるのではと思っています。

事務局：要領についても完成に向かって職員向けに周知を徹底するように考えていかなければならない。意思表明がない方についても、要領とは別に窓口対応マニュアルを作成し各職員に提示している。そちらにつきましてもバージョンアップして、そのような内容を取り入れて周知していこうと考えています。

委員：具体的な内容が書かれている。私が普段関わっているのは精神障がいのある方で意思表示もできるし色々な動作もほとんどの方ができる。ただ、町の手続きなどで私達がお手伝いする時に職員が説明してくれたことが整理して理解できないということがあり、曖昧としたことをどのようにこの要領に盛り込んでいくのが難しいと感じている。具体的な一つ一つの留意点が比較的出やすい障がいと、中々出づらい障がいがあり、そこをどういう風に盛り込むかというのが今は中々意見として出てこないため持ち帰り検討したい。

委員：対象となる職員が臨時の職員も含むとなっていますが、さらに広げて、警備員、駐車場の誘導員等にも広げてもらいたい。県内の他市町村で、施設の身障者用パーキングに車を停めたら注意され療育手帳を見せても中々信じてもらえなかったケースがありましたので、寒川町ではそのようなことがないように広く徹底して欲しい。

委員：11月末で選出団体の任期交代、新人の方になってしまうとこの内容は難しい。概要版があるのであれば11月中に用意していただくようお願いしたい。

事務局：皆様のご意見を反映したいと考えている。概要版については要領完成時期とあわせて作成する予定であるため現在はまだ出来ていない。例えば、皆様にご意見をいただきたい具体例の部分を抜粋するなど簡素化した資料を改めて手配させていただきたい。

委員：ハード面、建物のバリアフリー化のことですが、車椅子で重度の方がいらっしゃった場合、役場のトイレにベッドがあり、衣類交換ができるスペースはありますか。

事務局：古い庁舎でバリアフリーが十分でない。東分庁舎に1カ所あったと思うが、子供用で成人の方への対応はできていないと思われます。申し訳ご

ざいませんが、現時点では確認できてございません。

委員：ない場合は、考えるなどの対応はありますか。

事務局：東庁舎1階にみんなのトイレがございまして車椅子の方に対応できるトイレがあり折りたたみ式ベッドがあるが、どのくらいの重量に耐えられるのか、そこまでは今は判らないです。また、庁舎の2階に障がい者の方がご利用できるトイレがあるがベッドはなかったと思います。ハードの整備については、全てのトイレを障がい者用に変えるのは難しいですが、ひとつでも増やせるように、庁舎管理の担当課に対応要領の作成を機会にさらに強く求めていきたいと考えています。

会長：不当な差別的取扱いの禁止と、合理的配慮の提供という2点を私たちの視点で意見していく。4月に法がスタートしている時点で、行政は努力義務ではなく、しなければならないと私は理解している。きちんと策定していかなければならない。

事務局：具体例を抜粋したものを作成できたら郵送にて送らせていただきます。視覚・聴覚障がいの方の書面での提出が難しい事情がありましたら福祉課へお声を掛けてください。

副会長：本日参考配布の他自治体の対応要領と違う点がいくつかあるようです。寒川町が良いと思った点は、第5条の懲戒処分のところで他自治体では合理的配慮の不提供が繰り返されないと処分の対象にならないが、寒川町は繰り返されなくてもこれはまずいのではないかと思った時点で検討されるというところが前向きで良いと思う。繰り返されることは当事者にとって辛い。

第7条については、他自治体の要領は階級によって研修を考えているとあるので、寒川町でも取り入れてほしい。

4ページ、5ページの合理的配慮の具体例の(4)意思疎通が不得意な障がい者に対し、絵カードやコミュニケーションボード等を活用して意思を確認するというのがとてもよいと思うが、寒川町の自立支援協議会が始まった時にコミュニケーションボードについて話し合いをさせていただいたのですが、聴覚障がいの方と発達障がいの方の共通したボードがあると意思疎通がしやすい。町の中でも各課に備え付けて活用してほしい。町役場の課の表示についても、色の濃淡などわかりやすいものを使ってほしい。連絡会でも考えさせていただきたい。

寒川町の良いところはソフト面で色々と考えてくれるところだと思うが、ハード面でも先ほどトイレの件がでたように、当事者にとって行きにくい場所は社会参加に結びつかない。トイレがないから水分摂取をひかえてしまう等、ご本人にとっての不快感となってしまう要素は取り除いてほ

しい。

会 長：今の意見に配慮してください。

事務局：続きまして、差別解消支援地域協議会の設置についてご説明させていただきます。こちらの設置についても市町村は努力義務となっておりますが、要領の策定と検討していきたいと考えております。この協議会の持ち方ですが、当然、新たに協議会を立ち上げてもよいですし、市町村の実情に応じて既存の合議体にこの機能を加えてもよいとなっています。町の規模から考えて、当地域自立支援協議会に差別解消法の協議会の機能を加えさせていただく方向で考えています。

資料3の寒川町地域自立支援協議会設置要領（一部改正素案）をご覧ください。第2条（4）障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関することとあります。対応要領の中で、住民、当事者からの苦情相談窓口を設置するとあり窓口は総務課、福祉課2箇所に設置。2箇所に寄せられた相談を福祉課で集約する位置づけとなっています。集約した相談を、協議会に提示し相談に対する対応等に意見をいただいたり、議論していただきたいと考えております。

会 長：よろしいでしょうか。続きまして平成29年度開設予定新規障がい者相談支援事業所について説明をお願いします。

**(3) 平成 29 年度開設予定新規障がい者相談支援事業所について【資料 4】**

事務局：前回協議会でもご説明させていただきましたとおり、寒川町障がい者福祉計画に基づきまして、来年度より相談支援事業所を町内に 1 箇所増設する予定でございます。できる限り公平中立を保ちつつ、より優れた法人を選定したいという意向から公募型プロポーザルで行わせていただきたいと前回の協議会で報告し、既に公募を開始しています。

内容についてご説明させていただきます。委託期間については 1 年更新。委託の用件として町が重視したいところは、最近のニーズとして精神障がい、発達障がいの方からの相談が多くなってきている傾向を踏まえまして専門的な職員の配置であるとか専門的な実績がある法人が望ましいのではないかと考えています。

事業所の設置場所については、既存のすまいるが寒川駅北口徒歩 3 分あたりの場所に設置されているため、今回は寒川町北部のエリア、具体的には倉見、宮山、小動地区に設置することを目指します。

スケジュールについてですが、平成 28 年 10 月 17 日からホームページにアップして公募しており。10 月 26 日までが質問の受付期間。10 月 31

日までがプロポーザル参加申し込み期間。11月17日までに関係書類等を提出していただき、その後プレゼンテーションを開催していくという流れになっています。

プレゼンテーションを評価するメンバーについては、町の職員だけではなく、当地域自立支援協議会の中から3名の委員に出いただくことで前回の協議会でご承認いただきました。その選出に当たっては事務局に一任させていただいて、3名の委員に内諾を得ているのでこの場で発表させていただきます。当事者、家族の団体から南委員、地域からは古谷委員、公募の町民から佐藤委員です。説明終了後、委員の皆様にご承認をいただきたいと思っております。

採点方法につきましては、5ページ目に記載してあります10項目の合計点で選定を行う予定です。

会 長：先程3名の方が報告されましたが、皆さんよろしいでしょうか。

全委員：承認。

委 員：プロポーザルとはどういうことですか。

事務局：簡単に言うと条件を開示して広く募集をかけるイメージです。

#### (4) 生活相談室すまいるからの報告について【資料5】

事務局：相談支援のアンケートで相談支援事業所を知らないという数値が高かったということで、数字の意味をしっかりと捉えていかなければいけないと思います。ハード面のところでは、アクセスの問題、看板の見易さなどの問題がある。ソフト面のところでは、職員としての力量の部分、多様な課題を抱えた方々がいる中で、柔軟な対応しているのかということもあると思うので、しっかりと知らないというところの数値の高さを分析して対応を図って行きたいと思っている。（2ケースの事例発表、計画相談と一般相談について）

#### (5) その他【資料6】

事務局：今年7月に津久井やまゆり園で発生した事件は神奈川県だけではなく全国、世界中が大きな衝撃を受けた事件でした。国や神奈川県でも、再発防止のための対策の協議会が数回開催されている。国では、医療保護入院のところでは何か問題がなかったか、どのような防犯対策が施設では必要なのか。神奈川県においては、今後、施設をどうするのか、当事者、家族、職員の心のケアの問題などが話し合われていると聞いております。施設については、9月に神奈川県知事から建替えの方向で検討していきたいと発表があった。今後の再発防止の点での検討も進んでいると思うが、容疑者

が事件を起こす原因が、重度の障がい者に対する差別的な考え方が根底にあったのではないかということが報道等で示されている。長いこと障がい福祉に携わっている方にとっては、大きなショックを受けている内容ではないか。差別解消法が4月に施行された直後の事件ということで、大きな衝撃を与えている。こういったことを受けて、色々な団体から、社会に対するメッセージが出されている。神奈川県障害者自立支援協議会から、共生社会の実現に向けた自立支援協議会の役割：津久井やまゆり園の事件を受けてというメッセージが出されている。このメッセージを理解して、今後の障がい福祉の推進にご協力をいただければと思います。次に、ともに生きる社会かながわ憲章についてですが、神奈川県の県議会等々で検討した中で、事件を防止する為に、みんなの気持ちを一つにしようという憲章を発表しましたので読み上げさせていただきます。（資料6：「ともに生きる社会かながわ憲章」参照）

会 長：ありがとうございました。他に何かありますでしょうか。

委 員：ともだちが10周年ということでシンポジウムを開催します。11月29日（土）13：30～15.30町民センター1階です。よろしくお願ひします。

事務局：翔の会 2016年度地域セミナー「こどもの貧困を知っていますか？」を11月19日（土）13：00～16：00 さがみ農協ビル5階で開催します。よろしくお願ひします。

事務局：次回の協議会は11月29日（火）13：00～15：00 町民センター講義室で開催いたします。主な協議事項といたしましては、ワーキンググループのメンバー選出、今年度、障がい者福祉計画策定の為のアンケート調査を予定しているのでアンケート内容について協議していただきたいと考えております。新規開設予定の相談支援事業所についても報告ができる予定です。

会 長：どうもありがとうございました。

副会長：連絡会から報告。 にっこりマーケットで作品の販売と施設の紹介をしている。7月に第1回、第2回目は12月6日～12月9日 町民センター1Fロビーにて開催いたします。12月9日は障がい者の日にあたり、12月については、昨年から当事者団体にご協力を頂き、会の紹介や作品の展示などしている。今年度もご協力をいただきたい。11月の協議会のときに、案内のチラシを配布させていただきます。

会 長：お疲れ様でした。

#### 4. 閉会

公開又は非公開の別	公 開	非公開の場合その理由（一部非公開の場合を含む）	
議事の経過	<p>次第に沿って、議事は滞りなく進行された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談に係るアンケート結果の報告を行い、今後の活用方法について協議した。</li> <li>・寒川町障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領に対する意見聴取及び障がい者差別解消支援地域協議会の設置方法について協議した。</li> <li>・平成29年度開設予定新規障がい者相談支援事業所の選定委員として自立支援協議会から3名の委員が選出された。</li> <li>・生活相談室すまいるより事例発表がされた。</li> </ul>		
配付資料	<p>資料1：寒川町地域自立支援協議会相談支援アンケート個別集計</p> <p>資料2：寒川町障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領に関するご意見用紙 寒川町障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（素案） 寒川町障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領に係る留意事項（素案）</p> <p>資料3：寒川町地域自立支援協議会設置要領（一部改正素案）</p> <p>資料4：寒川町新規障がい者相談支援事業所運営法人公募型プロポーザル実施要領</p> <p>資料5：「生活相談室すまいる」からの事例紹介資料</p> <p>資料6：メッセージ「共生社会の実現に向けた自立支援協議会の役割：津久井やまゆり園の事件を受けて」 ともに生きる社会かながわ憲章</p>		
議事録承認委員及び議事録確定年月日	<p>長田澄代委員 鈴木道子委員 (平成28年11月29日確定)</p>		